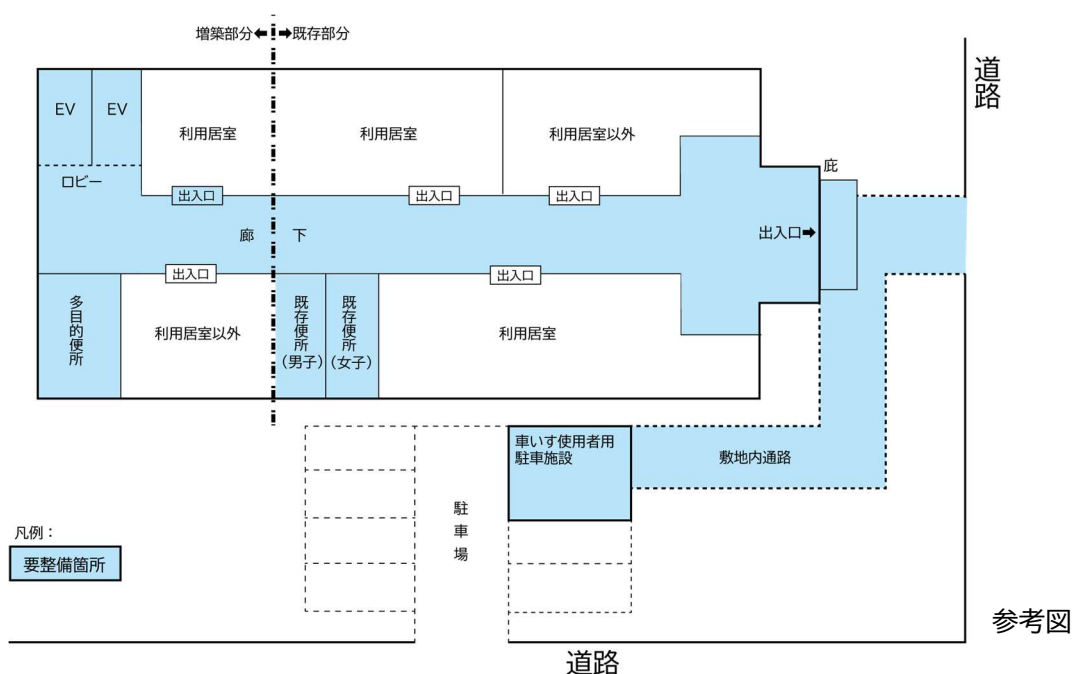


(4)増築等の場合の適用範囲

適合義務の対象となる規模は、増築等(増築、改築、用途変更)に係る部分の面積で算定します。また、増築等をする場合、建築物移動等円滑化経路の基準が適用される範囲は次に掲げるものとなります。

- (1)増築等を行う部分
- (2)道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路
- (3)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(増築等に係る部分において必要な便所の数を算定し整備する必要があり、一体増築や用途変更等で増築等に係る部分に適合する便所を整備しない場合には、既存部分にある便所を基準に適合させる必要があります。)
- (4)増築等に係る部分にある利用居室(利用居室がない場合は道等)から(3)に設置される「車椅子利用者用便房」までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(増築等に係る部分において適合する駐車場を整備しない場合には、既存部分にある駐車場を基準に適合させる必要があります。)
- (6)(5)に設置される、車椅子利用者用駐車場から(1)の部分にある利用居室(利用居室がない場合は道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路



上記(3)における増築の場合の便所の必要設置数の考え方は、Ⅱ設計編「08 便所(トイレ)」(126 頁以降)をご確認ください。